

住み慣れた家で自立した生活を送るために ～住宅改修と福祉用具の利用～

問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8444

介護を必要とする人の生活環境を整えるために、介護保険を使って住宅改修や福祉用具を利用できます。
・利用には、要介護認定（要支援1・2、要介護1～5）が必要です。
・自己負担割合は所得によって異なります。



住宅改修

20万円を上限として、費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。

▼介護保険の対象となる工事の例

手すりの取り付け

段差や傾斜の解消

和式から洋式への便器の取替え など





※工事施工前の事前申請が必要です。
必ず担当ケアマネジャーや地域包括支援センターまでご相談ください。



福祉用具

日常生活の自立や介護者の負担軽減のため、福祉用具の購入やレンタルが利用できます。

▼購入対象となる福祉用具の例

●腰かけ便座 ●入浴補助用具 など
※年間10万円を上限として、費用の7～9割を支給。

▼レンタル対象となる福祉用具の例

●杖や歩行器 ●工事不要の手すりやスロープ
●車椅子や介護用ベッド（原則、要介護2～5が対象）など
※月々の利用限度額の範囲内で実際の費用の1～3割が自己負担です。
※一部の福祉用具はレンタルと購入を選択できます。
※心身の状態にあった福祉用具を選ぶためにも、担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、福祉用具専門相談員などと相談の上、ご利用ください。

住宅リフォーム資金補助(令和8年度後期分)

補助額 工事費(税抜き)の5%相当額(千円未満切捨て)上限10万円

市民のみなさんが、住宅の改良や改善工事などを行う場合に、その費用の一部を補助する制度です。
※令和7年度以前に住宅リフォーム資金補助を受けたことがある人も再度利用できます。

◆補助の要件

- ①申請および補助決定前に着工していないこと
- ②令和8年度前期分でこの資金補助を受けていないこと
- ③市内の施工業者に発注すること
- ④市内の対象住宅に居住していること
※共同住宅は専有部分のみ、店舗併用住宅については居住部分のみ。
- ⑤工事費が税抜き20万円以上であること
- ⑥令和9年2月末日までに完了すること
- ⑦市税または市の各種資金貸付制度の滞納がないこと
- ⑧市のほかの助成制度による補助対象工事でないこと
- ⑨右記の対象工事等に該当すること

※単に外構工事やルームエアコンの設置は対象外。
※耐震診断、耐震補強工事には、別の補助制度あり。

◆申請の手続き

受付期間…8月26日(水)～9月1日(火) ※土曜・日曜は除く。
受付時間…8:30～17:15
受付場所…市役所第二庁舎1階 建築指導課窓口
提出物…①申請書 ②見積書のコピー
※上記期間内で予算を超える申込みがあった場合は、抽選となります。申込み順ではありませんので、受付時間外から並ぶ必要はありません。
※申請手続きは、申請者本人またはご家族がお越しください。

◆対象工事等

- ・修繕や模様替え／屋根や外壁の塗り替え、フローリングや壁紙の張り替えなど
- ・設備工事／キッチン、浴室、給湯器、洗面化粧台、トイレなどを改修する工事
- ・公共下水道への接続工事／宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道へ接続する工事
- ・その他／住宅部分の床面積を増加させる工事、住宅の一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
- ・設計業務／上記の工事を行うための調査、設計業務

問合せ 建築指導課 ☎(43) 1111 内線 572、573



空き家の適正管理

問合せ 暮らし防災課 ☎(43) 1111 内線586、587

「遠方に住んでいて管理が難しい」
「相続したけどどうすればいいの？」



近年、全国的に増え続けている「空き家」。幸手市でも管理が行き届かない空き家が深刻な問題となっています。空き家は個人の財産であり、「所有者が適正に管理すること」が法律や市の条例で定められています。定期的な換気や草刈り、破損箇所の修繕を行い、周辺に悪影響を与えたり、危険な状態にならないように管理をお願いします。

市では、空き家問題の改善のため、さまざまな取り組みを進めています。

■空家等の除却(解体)補助金

令和8年度補助件数…10件(申込み順)

市内にある、昭和56年以前に建築され、1年以上居住または使用されていない空家などを解体し、更地にする場合に、解体費用の一部を補助する制度です。
※補助には条件があります。



詳細はこちら!

■空き家バンク

空き家を「売りたい・貸したい」所有者からの申込みを受け、物件の情報を市ホームページなどで公開する制度です。
また、空き家バンクに登録している住宅を購入した人と所有者に対し仲介手数料の一部を補助します。
※補助には条件があります。



詳細はこちら!

■空き家に関する各種サービス

幸手市は、令和8年3月10日に株式会社クラッソーネと「空き家除却促進に係る連携協定」を締結しました。これにより同社が提供する相談窓口や、解体費用などの相場を確認できる「すまいの終活ナビ」、解体費用の相場がわかる「解体費用シュミレーター」などの各種サービスを利用することができます。



詳細はこちら!

幸手市ステーションギャラリー

問合せ 社会教育課 ☎(43) 1111 内線 644

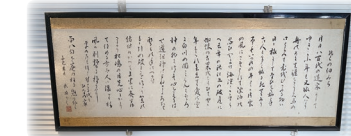
幸手駅東西自由通路内には、市の芸術文化振興および発展のため、「幸手市ステーションギャラリー」を開設しています。
絵画、書道、写真など、月ごとにさまざまなジャンルの作品を鑑賞できます。美しい作品に囲まれた空間で、心ゆくまで芸術に触れてみませんか。

◆出展している人

- ・市内を中心に創作活動をしている団体
- ・創作活動をしている市民の人

◆展示期間

- ・月初めから月末まで(1か月)



◆展示作品随時募集中

あなたの作品を幸手駅に展示してみませんか？
作品展示の申請については右記QRコードからご確認ください。



詳細はこちら!

電力スマートメーター健康リスク分析事業実証スタート

問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8438

ご自宅の電気の使用状況から、心身の不調につながる可能性(健康リスク)を分析して、長く元気で暮らせるようにサポートするサービスです。

対象	幸手市在住 65歳以上のひとり暮らしの人(要介護認定を受けていない人)
費用	無料 ※機器の購入や設置は必要ありません。
申込み	本人確認書類(マイナンバーカード、健康保険の資格確認証、運転免許証など)を持参の上、介護福祉課窓口で申込み
問合せ	介護福祉課に電話またはウェルズ幸手の介護福祉課窓口まで

1

メーターで30分毎の電気の使用量を把握



2

健康リスクが高い方がいないか確認



3

専門の職員がお声かけします



普段通りに生活するだけ